

原子力損害賠償紛争審査会

会長 内田 貴 様

中間指針の改定等を求める要望書

令和4年8月30日

福島県南相馬市長 門馬 和夫

平成23年3月11日の東日本大震災と東京電力株式会社福島第一原子力発電所の爆発事故から11年以上が経過した。この間、本市においては、国が定めた範囲で除染がなされ、避難指示解除準備区域と居住制限区域の避難指示が解除されたが、未だ除染すら実施されていない帰還困難区域が残っている。加えて、避難指示が解除され市民が生活している地域でも、国の方針により、住宅等近隣を除く大部分の森林や山林、河川等も除染されないままとなっている。その影響として、未だ野生の山菜、きのこ、川魚に出荷・摂取制限指示等が出されており、市民は事故前のように自然の恵みを享受することができなくなっている。

また、本市西部に位置する阿武隈山地及びその丘陵部付近においては、依然として放射線量が高い住宅が存在し、市民から、これら除染が実施されていない地域から除染実施済みの市街地に対し、風雨や流水によって放射性物質が流入することに対する不安の声が寄せられている。実際に、市内の定点空間放射線量モニタリングの結果、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト超となる場所が未だに存在し、また、大気浮遊塵モニタリングにより、大気中の放射性浮遊粒子を確認している。

このような状況の中で、放射線量が高い住宅の市民は、土地や建物などの所有物が自己の責任によらず放射線量が高い地域に存在するという不利益を被り、放射線被ばくによる将来の健康被害への不安も抱えている。また、放射線への不安から市外等への避難を継続している市民もいるこ

とから、従前の家族関係や地域コミュニティの崩壊、さらに、若い世代の帰還率も低いことから、地元企業の労働力不足や後継者不足等、多くの問題が生じている。

しかし、このような実態に対して、東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の判定等に関する中間指針（以下、「中間指針」という。）の不備等により、市民は十分な原子力損害賠償がなされていない状況である。

また、国と東京電力ホールディングス株式会社を被告とした、当市小高区の住民らによる小高に生きる訴訟を含む各福島第一原発事故損害賠償請求集団訴訟等では、最高裁判所は、令和4年3月2日及び7日に、東京電力との関係で、損害論についての上告受理申立を不受理とする決定をした。これにより確定した各高等裁判所の控訴審判決の内容は、中間指針の基準を上回る損害を認めるものである。

このことから、この機を捉え、下記のとおり中間指針の改定等を求める。

記

1 集団訴訟の判決確定を踏まえた適切な対応について

当市市民を含む住民の方々が慰謝料等を求めた集団訴訟において、最高裁判所の決定により中間指針を超える損害額を認めた複数の判決が確定したことを踏まえ、これら確定判決の内容やADR（原子力

損害賠償紛争解決) センターでの和解や打切りの事例等について、早急に具体的な調査・分析を進展させること。

多くの被害者に共通する損害については、類型化による「指針」への反映によって迅速、公平かつ適正に賠償がなされるべきとの考えの下、当市の現状や判決の具体的な分析を踏まえた上で、混乱や不公平を生じさせないように「指針」の見直しを含め適切に対応すること。

2 財物賠償について

(1) 避難指示区域内の不動産の全損評価による賠償について

当市の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域は平成28年7月12日に解除され、避難指示を受けた期間はおよそ5年5ヶ月と長期に及んだ。両区域内に存在する不動産の荒廃状況は、長期間に及ぶ避難指示やこれに伴う住民の避難により、原発事故から6年を経過して避難指示が解除された地域と何らかわるものではない。この現実の被災状況に即し、これらに対しても全損評価による賠償をするべき旨を「指針」に明示すること。

(2) 放射性物質に曝露した財物の価値の喪失又は減少等に関する賠償について

当市では、避難指示区域の内外を問わず、住民による不動産の自己除染が行われているが、賠償請求においては、財物の放射性物質の曝

露に伴う財物価値の喪失や減少の程度について個々に立証せざるを得ず、立証の限界に直面し被害に対して賠償が十分に果たされていない状況がある。さらに、放射性物質への暴露に伴う財物の価値の喪失又は減少に関しては具体的な数値基準すら示されていない状況である。

このことから、放射性物質に曝露した不動産等の財物賠償が進められるよう、避難指示区域外の財物の価値を喪失又は減少させる程度の放射性物質の曝露の程度について、賠償の前提となる数値基準や価値減少の推認基準などを示すこと。

3 特定避難勧奨地点の避難費用及び精神的損害について

原発事故の影響による避難費用及び精神的損害の対象期間について、避難指示等の解除等から相当期間経過後までは認められるものとされ、対象区域ごとに対象期間の終期が示されている。

その終期はそれぞれ、避難対象区域（①避難指示解除準備区域、②居住制限区域、③帰還困難区域）については避難等の解除等から1年間、旧緊急時避難準備区域については「平成24年8月末まで」と終期を明記し、結果として同区域の避難指示解除から11ヶ月間と、概ね1年程度が認められている。しかし、特定避難勧奨地点については、同解除等から3ヶ月とされており、他の区域と比べ著しく期間が短く、

不公平な状況になっている。

このことから、特定避難勧奨地点の避難費用及び精神的損害の対象期間について、他の区域に準じ、期間を延長すること。

4 放射性物質の残置に伴う放射線被ばくによる損害について

原発事故の影響による放射線被ばくによる生命身体の障害については、中間指針第9において、損害賠償の対象に認められているところであり、晩発性の放射線障害による生命・身体損害に対する賠償については、今後賠償請求の件数が増加することが予想される。ここで、賠償請求の審理においては、放射線作用等の発生と生命・身体に対する侵害との因果関係の立証が大きな課題となりうる。

この点、医療過誤訴訟や公害訴訟を始めとする、一般に加害行為と損害との因果関係の立証が困難とされる訴訟類型においては、因果関係の立証の負担を軽減する判例法理の形成がみられることから、被害が広範で今後の賠償請求が多くなされることが予想される晩発性の放射線障害についても、あらかじめ因果関係の立証の基準について議論を深め、被害者の救済に資するよう配慮を行うこと。